
平成30年大和町議会3月定例会議録

平成30年3月5日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。まだ定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番高平聡雄君及び15番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始いたします。

就学援助費支給前倒しについて。

昨年3月定例会において同僚議員の一般質問に対し、転入転出のために町内の小中学校の在籍が不確定、認定基準である前年所得の課税証明などの確定が6月以降となるとの理由で、入学前の支給が困難であると答弁があった。しかし、質問で指摘しているように、全国の80以上の自治体を実施、また、ことし1月末に富谷市で実施する報道があったことで調査すると、平成29年3月31日付28文科初第1707号で、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長宛ての文書に行き着きました。

内容は、「各都道府県教育委員会におかれましては、市町村において、就学援助費支給の趣旨を踏まえ、援助が必要な児童生徒等の保護者に対し必要な援助が適切な時期に実施されるよう、市町村教育委員会に周知いただきますようお願いいたします」とあるが、ことしも支給の前倒しが実施されていません。理由を町長にお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに、就学援助費支給前倒しのご質問でございました。

学校教育法第19条においては、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。新入学児童・生徒学用品等の前倒し支給を実施する場合、前年所得の課税証明等の確定の時期が6月以降となるため、就学援助の認定は前々年の所得での認定にならざるを得ません。そのため、所得の変動が大きい場合等、申請時点において就学困難な状態にあっても前々年の所得で認定できないといった問題が発生することも考えられます。

また、新入学児童・生徒学用品費等を前倒し支給後、町内の小中学校の入学前に町外へ転出した場合、支給済みの新入学児童・生徒学用品費等の返還を求める対応などの課題も発生します。これらの課題があるため、県内の市町村では、平成30年度新入学児童・生徒への新入学用品費等の前倒し支給の実施予定は、2月2日現在で小学校が17市町村、中学校が20市町村になっております。

当町では、これらの課題の整理を行い、平成31年度新入学児童・生徒への前倒し支給に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま町長から答弁いただいたところで、再質問させていただきます。

私の就学援助の前倒しの支給についてというもの、こういったところから出てきたかという、やはり町長はふだんから、日々の職務を通して町民の要望に応えることによって町民の方々の福祉の向上に努めていくことが第1の目的だということに鑑みて、この質問をさせていただいているわけなんですけれども。

ただいま、就学援助前倒しできないという理由、最大の理由を述べましたけれども、こういった理由は当町に独自の理由なのでしょうか。本町だけ持っている理由なのかということです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、大和町だけではなくてどこの市町村でもそういった課題といいますか、そういった点は皆さん考えておられると思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そのとおりですね。どの市町村でも抱えている問題だと思います。

もう一つ、昨年、平成29年3月31日付の文部科学省から出た通知の存在というのは、ご存じだったでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この通知につきましては、県の教育委員会のほうに来て、県のほうから大和町の教育委員会のほうに来ていた通知でございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

当然のごとく、その通知は連絡がうまく回っていたということの中で、また、先ほども町長の答弁の中であった理由は本町だけが持った理由じゃないという中で、できている市町村ある中でなぜ大和町だけがおこなっていたのかなと思うんですけども、町長はいかがお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大和町だけということでは決してなく、さっき言いましたとおり半分ぐらいの方々が実施しているということ、あと、年度末、今になってといいますか、この時期にまだ動いているところもございます。先ほども申しましたが、例えば返還の問題とかそういったことがあるということ、それについてその返還をどうするかということ、これらにつきましては、私が先ほど言ったとおり、要望に応えるということが大きな仕事だというふうに思っておりますが、財源としましてはやはり皆様の税金ということもございますので、そういったこともございますから、いろいろそういったところについても考えておって、その返還とかそういったことも考えるということでございます。

今、他市町村、いろいろ調査をしておりますけれども、そのまま返還はしない、あるいは返還を求める、そういったところがいろいろ動いているというか、そういった動向にあるようでございます。本来であれば、私は町村同士でやれば非常にいいのかなという思いがあるんですが、ただ、例えばそういった基準がそれぞれの市町村によって違うということもあるようでございます。そういったことで、なかなか全体の連携の中で、うちで払ったからそちらで払わないでいいとか、そういったことができないというか、払ったからこっちから返してもらおうとか、そういった課題がいろいろ、細かいところからもしれませんがそういったこともあるということでございます。

29年の3月31日で通知が来ているところでございますが、そういったところも踏まえていろいろ教育委員会のほうでも検討しているということでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

31年度に前倒しできるようにただいま準備をしているところということは大変喜ばしいところでありますが、再度、町長のほうにお願いしたいところなんですけれども、さすがに町長のほうも答弁書を読み直しているところもありまして、私に來ている答弁書の中には、「宮城県内の町村、小学校では17、中学校では20市町にとどまっておる」という発言をされています。宮城県に35の市町村がある中で17と20という数字は、48.5%、57.1%という数字に達しているところで、「とどまっている」という表現をされております。こういった事務方の認識が、何ていうのか、少ない中でとどまっているということである状況からこういったもののおくれが生じてくるんじゃないかと私は判断しますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

50%近くなっているがとどまっているという表現というんですか、私、発言したときは「とどまっている」はちょっと別にしてお話ししたはずなんです。原稿はそうになっております。その辺の感覚といいますか、確かに50がとどまっているという判断とするのか、まだまだ、もうそこまでいっているよという判断とするのかということはいろいろあるというふうに思っております。町としましても、そういったことも踏まえた中で、いろいろ研究というんですか、周りの調査をしてきたところがございます。

それで、さっきも言いましたとおり、私も最初は町村間で連携をとれば、こちらが払って、そして向こうで払わなくていい分そっちの町からもらうとか、そういった形でできるのではないかと、非常に単純にといいますか、考えていたところもあったんですが、さっき申しましたとおり、基準がいろいろ違っているということで一概にそうもいかないということ。それで、今、各市町村を見ますと、返してもらうとい

う市町村と、もうそのまま差し上げるというか、そのまま返してもらって作業をしないと、ただ、相手方の市町村にそういうことを払っていますよという連絡をしますという言い方があるようではありますが、そちらの市町村で今度どういう判断をするか、基準が違えばもう一回払うこともあり得るということですね。そういったいろんなケースがあって、本来こういうのは統一してやるのが一番いいのかなというふうに思っているんですが、そういった課題がございます。今回、富谷市さんではそういうことで、富谷市さんは、求めないですか、そういう方向で考えておられるようですが、求めるというところと求めないというところが今、9対11ぐらいで拮抗しているところがございます。

そういったこともございますので、できるだけ早くということは十分承知しておりますけれども、税金を使わせてもらうということもございますので、その辺でももう少し研究をさせてもらって、31年度ですか、の方向に向けて進めたいというふうに思っております。

議長（馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番（千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁に尽きると思いますので、来年度は実施できることを願って1件目の一般質問を終わらせていただきます。

2件目、農政局とのイノシシ対策意見交換について。

ことし1月、新聞報道において、東北農政局との意見交換会においてイノシシ対策についての要望があったと報道されました。現在、町内の広域でイノシシの出没情報、被害が確認されているところであるが、いまだ効果的な対策がないところです。そんな中、東北農政局との意見交換は大変喜ばしいことでありました。以下に、町長に伺います。

1) このような農政局とイノシシの対策意見交換は、今回が初めてだったのでしょうか。

2) 今回の意見交換会は、県内自治体の要望によるものだったのでしょうか。

3) 本来、イノシシ対策は補助金も必要だが、より効果を上げるためには国・県の広域な施策が重要と考えるが、黒川郡選出県議会議員、県選出国会議員と連携、また、県町村会副会長としての立場で県内自治体を取りまとめ、国・県に強く要望する計画

はお持ちでしょうか。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問ですが、初めに、東北農政局と市町村の意見交換会は、ことし1月11日に仙台市の青葉区のJ Aビル宮城において開催をされました。会議には仙台地域の13市町から首長、担当部長、担当課長等が出席をし、東北農政局からは局長ほか部長等、宮城県からは農業振興課、仙台地方振興事務所の担当者などを合わせて40名ほどでありました。意見交換会は当初、懇談会の形式で開催され、平成23年度までは東北各県から1名程度の首長が出席し、東北ブロックとしての懇談会を仙台市を会場に年2回程度開催されておりました。平成23年9月に行われました東北農政局の組織再編により、各県2地域センター制となりまして、各地域センターの所在地での開催でありましたが、平成25年3月の開催から意見交換会と名称を変更し、平成27年10月の組織再編により各県に支局が設置され、今年度は北部地区・東部・気仙沼地区の合同開催と、仙台地区と仙南地区の県内3カ所での開催となりました。

次に、意見交換会は、県内自治体の要望によるものではなく、東北農政局が主催しているものでございます。意見交換会は、農政局の幹部職員みずからが現場での課題や問題点等を把握し、上局に伝え、農政に反映させていくことを目的としており、各自治体の首長に出席依頼がなされ、農政全般に関する意見交換の場となっております。

今回の意見交換会では、出席された7市町からイノシシによる農作物被害対策へのさらなる支援について意見が出されましたが、市町村での対応に限界が来ており、国や県での広域的対策が必要な時代に来ているとの意見もありました。農政局からは、調査職員の派遣や警備会社への一部駆除の委託などを検討するとの回答がありました。会議の結びには、現場での大変さが非常に理解でき、いろいろな形の農業の位置づけを認識し、現場に合った農政を進めたいとの回答があったところでございます。

イノシシ対策の国や県の広域な施策等の要望についてでございますが、宮城県町村会から平成29年7月12日に国に対しまして平成30年度政府予算編成並びに施策に関する要望書を提出し、また、平成29年11月7日には宮城県に対して平成30年度県予算編成並びに施策に関する要望書を提出しており、有害鳥獣被害対策の拡充等について要望しておりますが、今後も引き続き国や県に対しまして要望活動を行ってまいりたい

と思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

この2番目の一般質問の趣旨は、皆さんご存じのように、もうかなり多くの同僚議員がイノシシ対策の要望を町に行っているところでございます。効果的なまだ対策が足りないという観点、または、やはり問題が顕在化してからじゃなくて、問題が起きる前の対策も必要じゃないかという視点に立ちまして一般質問させていただいているところでございます。

そんな中、やはり1番目、2番目の趣旨の中で、農政局の意見交換会でイノシシ問題のことが取り沙汰されたという内容の新聞報道があったところで喜ばしくは感じたところなんです、本来であれば、市町村自治体が国に要望してそういった中で動いてくれるといいんですけども、表現は悪いんですけどもたまたまそういった場になったというだけであって、やはり積極的な対応が必要じゃないかと思います。そういった中で、1番目、2番目の要旨は理解させていただいているところなんです、やはり3番目の要旨の国とかの要望ですね。県または国の要望なんですけれども、やはりこの補助金というものはあくまでも申請があって、それから通って補助となる性格上、町の施策としては効果的な施策ができない。ましてや、大和町は広い町でございまして、その中に国有地もあります、県有地もあります。そういったところをきちんと整備していただく。この問題はやはり、山林が荒れて、こういった有害鳥獣と人が住む境がなくなってきたところにあるんじゃないかと考える中で、やっぱりそういった広い意味での対策が必要じゃないかということ考えたわけですが、国に要望したときの要望事項はどういった形、どういった内容の要望事項だったのかお聞かせいただきたいところです。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

国に対する要望ということでございますけれども、国・県に対して要望しておりますが、文書的な内容でということですのでよろしいんですかね。新たに制定されました鳥獣被害防止特措法に基づいて、鳥獣被害防止、これはイノシシのみではなくサル、クマ、イノシシ、ニホンジカ等及び鳥獣被害対策実施隊の育成等の諸施策を充実すること、いろいろそういった、メーンはそういった内容でございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そうすると、まだ問題が顕在化した部分の対応であって、やはり今後出てくる予想されるような対策ではまだないと思うんですね。やはり望まれるものはかなり難しい、ハードルの高いところになります。やはりそういった有害鳥獣の生息範囲がどのようになっているとか、そういったものを踏まえてやらないと、効果的な対策にもなっていないんじゃないかという判断をしております。先ほどの繰り返しになりますが、山林が大和町で多い中で、そういったものを調査できるのはやっぱり国としての機関じゃないとできないんじゃないかという判断は持っておりますが、そういった内容ではなかったということなのか、また確認させていただきたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1つ1つ、政策の具体的な部分にふれているところではない状況です。今、イノシシ問題、宮城県、大和町でも問題になっておるところでございますけれども、この問題につきましてはほかの県、南のほうも非常に大きな問題になっておりました、このごろこちらに上ってきたという課題になっております。それで、南のほうではシカですか、こちらでも大きな被害だということで、これは全国的な課題になってきているところですね。

そういった中で、生息調査とかそういったものについては国のほうでもやっております、北に上ってきているとかそういったデータについては、ここでいいのかという問題はあるのかもしれませんが、そういった調査を国のほうでもやってもら

っていると思ってところでございます。おっしゃるとおり、町ではそういった単位ではない世界になってきておりますので、農林省ですか、そういったところで、日本全国として鳥獣被害の課題、これは大和町はもちろんなんですけれども、そういった大きな課題ということで各県、また国のほうでも、そういった認識は持っておられるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そういった中で、県では30年度の予算編成において、こういった有害鳥獣対策費用が昨年度の1.5倍の4億円になるという報道があったところで、こういったものがどのような効果を見出していくかということは今後注視したいと思います。町長のほうも、さらに国・県に強く要望していただきたいと思います。2番目の一般質問を終わらせていただきます。

3件目の一般質問に入ります。公立高校入試新制度について。

現行の前期・後期選抜を一本化する公立校入試の新制度は、現在の中学1年生が試験に臨む2020年3月に導入が決定されました。高校の特色化、生徒の志望理由の明確化、受験機会の確保をうたい、13年度から実施されてきた現行制度は5年で変更に至りました。下記に教育長にお伺いたします。

1) 新制度の教職員、生徒、保護者への周知の時期及び手法はどのように実施されるのでしょうか。

2) 現行制度がわずか5年で見直しになったが、新制度の決定に際し、現場の意見はどのように反映されたのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。

それでは、千坂議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公立高校入試新制度の教職員、生徒、保護者への周知の時期及び手法はど

のように実施するののかについてお答えいたします。

平成29年12月に宮城県教育委員会から示された新しい県立高等学校入学者選抜制度の平成32年度春までのスケジュールを参考に、随時、宮城県教育委員会から出される情報を町内の各中学校と共有し、教職員、生徒、保護者に周知をしております。

現在、宮城県教育委員会から示されている主な内容は、次のとおりです。

①29年12月、新入試制度決定・公表、②30年秋、求める生徒像と選抜方法等の公表、③31年7月、募集定員の公表、④31年8月オープンキャンパス、⑤31年10月選抜要項の発表、⑥32年1月、出願希望調査、⑦32年2月、第1次募集の出願、⑧32年3月、第1次募集検査（入試）、追試験、そして第1次募集合格者発表、第2次募集出願、第2次募集検査、そして第2次募集合格発表となっております。

次に、現行制度がわずか5年で見直しになったが、新制度の決定に際し、現場の意見はどのように反映されたかについてお答えをいたします。

高等学校の入試制度については、宮城県高等学校入学者選抜審議会で審議をされます。平成28年7月25日に宮城県教育委員会教育長から、「今後の県立高等学校入学者選抜のあり方」として諮問を受け、中学校・高等学校を対象に現行入試制度の調査を実施し、平成28年11月に「今後の県立高等学校入学選抜のあり方について」、中間のまとめが提出されました。この中間まとめを公表し、学校関係者及び広く県民から意見をいただき、よりよい高校入試制度の実現に向けた議論を深めました。このような経過をたどり、平成29年12月に新しい県立高等学校入試選抜制度が示されたものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8番 （千坂裕春君）

まず最初に、この一般質問の趣旨でございますが、やはり現行の入試制度がわずか5年で、えっもう変更なのというような観点から、教育長のほうにお尋ねしようかと思ひまして一般質問させていただくところでございます。

まず、そういった中で、今度新たに入試制度が変わって、求める生徒像と選抜方法等の公表とありますが、一部報道によると、この選抜方法が各高校によって科目の配点も変わってくるような報道がありましたけれども、事実かどうか、知っている範囲で答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

確かに、5年で見直しということで、議員さんが心配のようにやはり保護者、子供たちの不安などもあるかと思しますので、丁寧な形で町に入った情報については提出し、そして、学校を通して伝えていきたいというふうに考えております。

ただいまの質問にありました内容、点数にどのような特色をつけるのかということなんですけれども、学力検査点と調査書点というものがあります。学校によっては、例えば学力点500点満点、5教科ですね。1教科について0.25から2.0倍まで差をつけることができる。調査書点につきましても0.25から2.0倍というふうなことで、差をつけながら配点基準をつくるということが各学校の裁量に委ねられるというふうな特色選抜についての資料は公表されております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

そうすると、自分がどの高校を希望するかによって、中学校の広くいろんな科目を学んでいかなくはいけない時期に、私はこの科目、自分が行く高校の配点基準とちょっと下がるからこの科目は力を入れないとか、そういった弊害が起きてくる可能性があるんですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、現在行われている前期選抜・後期選抜、その前に推薦入試というものがございました。推薦入試の場合ですと面接だけ

で合格すると、学校推薦でその経緯があったと。前期入試、後期についても3教科というふうな幅の狭い教科の試験があったということで、県の教育委員会でもやはり危惧しまして、9教科学んでいるということがありますから、一般入試のほうにつきましては、一般と違いますかテストについては5教科、そして、内申書を見ながら、幅広い教科の学力を見るというふうな意図を県教委は持っているようでございます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいまの教育長の答弁で理解いたしました。その中で、答弁書のほうに再度戻るわけなんですけれども、1次募集検査入試後に追試験とございますが、これはどういった内容のものかお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えします。

一番わかりやすいのは、当日、例えばインフルエンザ等で受験できなかったとかという場合の救済措置となります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

理解いたしました。

それでは、今学校環境で、教育環境と申しますか、2020年に指導要領が変更される報道があります。そういった変更がある中で、今回の入試制度が変わるタイミングとしては余りよくないような気がする、また、この新指導要領が反映された何か入試と

いうものに改革される可能性があるとは私は考えているんですけども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
お答えします。

新しい指導要領に基づいて実際に制度が変わるという時期がありますが、その前には移行期間ということで2カ年の、実施の前の2年間の試行期間がございます。ただ、この入試についてはその辺も全て踏まえながら、制度設計なり、あるいは問題ないような検討などは行われると思いますので、私は心配ないだろうと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
理解させていただきました。

入試制度は、現状ではいろいろなお考えを持っている方がいる中で、どれがベストだということもなかなか言い切れないことではございますが、やはりそういった統一した制度は長く、うまく運用していかないと、保護者としても1番目の子と2番目の子とまた3番目の子の制度が違っていると、やはりお姉ちゃんお兄ちゃんの経験を踏まえた、経験を踏まえるなんて言ったらちょっと申しわけないんですけども、そういった対応をする中で、どうしても不安が大きくなると思います。やはり完璧、パーフェクトというものは世の中にはないかと思いますが、そういった中でもやはり現状に最適な、または多くの方が望むような制度にしていくべきだと思いますが、この制度5年で変わる中で、私の記憶違いじゃないといいんですが、現在の県の教育長が前の、前期・後期の制度改革をされた方だと思うんですけども、その辺の確認だけさせていただきたいんですけども。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）
そのとおりでございます。

議長（馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番（千坂裕春君）
やはり、やってみてよくないところを直すのはそれはやぶさかじゃないんですが、こういった大きい制度をこんなに短期に変えるようではやっぱりいかななものかと考えます。そういった意見を教育長の立場で、現場ではこうだよというものを県の教育長にお伝えしていただきたいという強い希望を持って、一般質問を終わらせていただきます。
以上です。

議長（馬場久雄君）
以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。
次に、一般質問を行います。
7番渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君） それでは、2番目で、通告に従い一般質問をさせていただきます。
まず、1件目でございます。ストーカー被害等の情報制限は万全か。
ことしの1月15日、ストーカー殺人事件に関する訴訟で、情報漏えいにより損害賠償命令の判決を受けた自治体がありました。近年はDV、ストーカー、児童虐待などの件数が増大傾向にあるとの報道もあります。本町での支援措置に対する取り扱いは十分な対策がとられているのかお伺いをいたします。

議長（馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）
それでは、ただいまのご質問、ストーカー被害等の情報制限は万全かということで

ございました。

議員ご質問の事件につきましては、2012年、平成24年に神奈川県で起きたストーカー殺人事件で、被害者の住所を当時の市職員が加害者に漏らしたとして慰謝料などを求めた裁判で、裁判所は市側の過失を認め、情報漏えいが地方公務員法上の守秘義務違反やプライバシー侵害に当たると認定されたものでございます。被害者の方は、住民基本台帳の閲覧制限を申請しておりましたが、加害者の依頼を受けた探偵会社が被害者の夫を装い、住所を聞き出したものであります。

大和町での住民基本台帳事務におきましてDV等支援措置の窓口は、町民生活課になります。DV等支援措置の目的につきましては、DV等被害者の方を保護するため、住民基本台帳の閲覧、写しの交付等について不当な目的により利用されることを防止することとございます。

この支援措置の申し出ができる方は、配偶者暴力防止法及びストーカー規制法に規定する被害者、児童虐待防止法に規定する児童虐待を受けた児童である被害者及びその他これらに準ずる方でありまして、住民票や戸籍のある市区町村に住民基本台帳事務における支援措置申出書を提出することにより、支援措置を求める申し出を行うこととなります。

申し出を受け付けした市区町村は、支援措置の必要性について警察などの相談機関の意見を聞き、必要性を確認した場合には支援措置を行います。支援措置の期間は1年となり、期間満了の1カ月前から延長の申し出をすることができます。

支援措置の内容につきましては、加害者が判明している場合は被害者に係る住民基本台帳の写しの閲覧、写しの交付等が加害者からあっても、不当な目的によるもの、または相当と認められないものとして閲覧・交付をしないこととしております。また、本人からの請求があった場合、なりすまし防止をするため、代理人及び郵送請求を認めないこととしております。その他の第三者からの住民票の写し等の交付等の申し出につきましては、加害者が第三者になりすまして行う申し出に対し、交付・閲覧をさせることを防ぐため、写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど本人確認をより厳格に行うとともに、利用目的の厳格な審査を行うこととしております。

事務的なことにつきましては、支援措置の申し出があった場合は住民基本台帳システム及び戸籍システムにおける交付制限を設定するとともに、速やかに関係する市区町村に連絡をすることとなります。システムに交付制限を限定すると、交付する際に「警告」の表示がされることとなります。実際のところ、本人が窓口で交付申請をした場合には、交付事務の手続に定めている受付チェック票に従って、複数の職員で確

認を行い交付することにしていきます。

また、庁内各課の個人情報に関する問い合わせへの対応状況であります。電話での問い合わせについては応じておらず、官公署からの問い合わせについても文書での回答、急を要する場合は電話を折り返し、部署等を確認の上で行っております。また、窓口に本人がお見えの場合であっても、身分証明書等により本人確認の上、対応をいたしております。

住民情報を管理する総務課では、国の機関から提供される情報漏えいやセキュリティに関する情報を庁内掲示板で全職員へ配信しているほか、情報セキュリティに関する研修会を開催する等情報管理の徹底を図っておりますが、証明書発行等で町民の方と接する機会の多い部署はもちろんですが、機会の少ない部署であっても個人情報管理について同じ意識を持って仕事を行うよう、継続してそのような取り組みを行っていくことが町民皆様の安全を守ることに繋がると、このように考えております。

以上です。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

大和町ではこれまで、職員の皆さんの一生懸命のお仕事で情報漏えいに関する事故は起きていないところでありますけれども、ことし1月の新聞報道にあったように、DV等支援措置、これの情報漏れによって殺人事件が起きて、それで自治体が敗訴したという事実は、こういう支援措置、我が町内に支援措置を受けておられる方がおられるかどうかは問いませんが、そういった方々については非常に不安を持ったことではないかと思えます。我が町内にこういった方がおられた場合、我が役場に対する不安もやっぱりお持ちだろうというふうに思えます。ですので、これからは職員の皆さんには、注意深くこの情報管理といいますか、これをお願いしたいわけでありまして。

今、丁寧なご答弁を頂戴しましたが、その中で1つ2つ再質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうから実務的なところで、支援措置の申し出があった場合は住民基本台帳及び戸籍システムに交付制限を設けるんだというようなお話があったんですけども、これは2つあるということは、片方だけ入力して片方だけ入力漏れが起きる

ことはないのかどうか、この辺1点お伺いしておきます。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その辺についてはないと思いますが、なお、担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)
町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

渡辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今、運用しているシステムは2つあります。まずは住基のシステム、それから戸籍は別で、戸籍のシステムというのがあるんですが、それは必ず職員が複数で入力し、チェックをすることにしております。どちらも漏れなく、警告が出るようにシステムの設定をすることにしております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

警告が表示されるということでありましたけれども、警告が出た場合、窓口で実際に警告が出た場合、これは対応マニュアルといいますか、これは明確に示されているのかどうか、この点をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その点につきましても、そうなっているというふうに思いますが、担当課長から詳

しく説明します。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、警告が出るということでシステムを設定するんですが、警告を解除できる者は決まっております。責任者が決まっております、その者が解除しない限りは発行ができないというふうなシステムになっておりまして、警告の解除者はそれなりの職責のある方が責任を持ってやるということなので、申請が来た場合、必ずその画面を開くと警告が出るんですが、それについては責任者が、チェックリストもあるんですが、それに従って解除して発行するというふうなことになっております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

マニュアルがあるということ、安心をいたしました。

続いてですけれども、システムについてはこれで、今お伺いをしていいなというふうにさせていただいたんですけれども、先ほど町長のご答弁の中で、町内各課に個人情報に関する問い合わせで、電話の問い合わせというところですが、応じていないということをお伺いしたわけなんですけれども、これはどこも同じだと思うんですね。我が町だけじゃなくて、ことし1月に報道されたところも多分そういうことではなかったかと思います。しかし、応じてしまって、そこから情報が漏れて、そして殺人事件に、翌日殺されたわけですので非常に重大な情報漏れだったというふうに思うんですけれども。

なぜそういうふうに対応していないというのに漏れてしまったのかということなんですけれども、それを町長に答えろと言っても無理な話なんですけれども、やっていないんだという、受け付けないんだということなんですけれども、受け付けた事例があると。これは今度は、町長が、職員の皆さんにどのように教育をされているのかというのを

お伺いをしたいというふうに思うんですが。電話対応についてという狭い考え方で、職員さんにどのように教育をなされているのか少しお伺いをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
私から直接ということは余りそういったことはないのですが、基本的に、公務員としての守秘義務とかそういったことにつきましては、研修とかそういったもので、当然、入った年からやっていくところでございます。それから、さらなる研修という形につきましては、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな情報セキュリティに関する研修会、そういったものを毎年開催をしております、そういったところでそういったことの確認、徹底、そういうのを図っておる状況でございます。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
まさしく神奈川の事例は、ここにあるのかなというふうに思います。我が町にいないか、先ほどもお伺いしないということをお願いしましたが、お住まいの方が不安に思うのはやっぱりこのところが一番不安に感じるのではないかなというふうに思いますので、これからはひとつ職員の方々に対する啓発教育をしっかりと行っていただきたいというふうに希望をいたします。

もう一つ、最後にお伺いをしたいんですけども、このDV等支援措置に行く前には、申請がある前には、それなりの経過を踏んでこういうところに行くのかなというふうに思うんですけども、この情報に触れる機会がある方というと、役場の中にいる職員の皆さんだけではなくて、民生委員さん、それから保健推進員さん、こういった方も断片的にはちょっと触れる可能性があるのではないかなと思うんですけども、こういった方々に対して最悪の事態というか、そういったことを踏まえた教育をなされているのかどうか、この点をお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

民生委員さんとかそういった方に、なってもらった方には、最初に、こういう民生委員の役割とかそういった中でももちろんお話ししているところがございますが、改めて個々にそういったことについては特段やっていないような状況です。ただ、いろいろ民生委員さん方はそういった役を持ってもらっている方々、例えば福祉関係でどこにどういう方がお住まいか、そういったことについての情報をという話もございません。そういった方に対しまして、町として、区長さんもそうですけれども、そういった名簿を提出するとか、そういったことについての取り扱いについては非常に気を遣うところがございます、その時だけ貸し出しとかそういったお願いをしております。区長さんたちから何だ俺だちのこと信用しないのかみたいな、そんなことでは決してないのですけれども、やっぱりそういった中でのお話しはいただくところがございますけれども、そういった守秘義務といいますか、そういった部分の重要性を鑑みながら、ご理解をいただきながら、そういったご協力をいただいてやっているところがございますので、そういった方々もそういうところを踏まえて考えていただければ、こういったことが徹底されているということ、これ以上はだめなんだといいますか、そういったご理解はいただいているのではないかというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

最後に1つだけお伺いしたいんですけれども、最後ってさっきも最後と言ってまた最後になるんですけれども。DV等支援措置をお受けになっている方に対するケア、これはやっていらっしゃるのかどうか。そこのところだけひとつお伺いしたいなと思うんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

DVとかそういった方がおいでになった場合どうするかというご質問だというふう
に思っております。どこまでやるのかというのはちょっと私も把握はしてないところ
でございますけれども、例えば警察とかそういった方々と相談をしながら当然やって
おるわけでございますので、そういった方々との連携の中での対応というふうになっ
てくるのではないかとというふうに思います。

ちょっとそのケースについて、私確認しておりませんが、町単独ということではな
くて、そういった警察、繰り返しになりますが、そういった方々との相談とかそうい
った中、あと、学校関係になれば教育委員会とか、そういった関係の方とも当然、そ
ういったケアといいますか、情報をその方と持ちながらの対応をしていかなければい
けないのではないかとというふうに思っています。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

DV等支援措置を受けていらっしゃる方が枕を高くして生活ができるように、引き
続き町のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

以上で1件目の質問については終了をいたします。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺議員、ここで休憩します。2件目は休憩後にお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。よろしくお願いいいたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時11分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それでは、次に2件目の質問をいたします。もみじヶ丘団地の高齢化について。

もみじヶ丘団地は平成2年から逐次転入が始まり、ことしで28年が経過いたしました。例えば、働き盛りの47歳で入居された方でもことしは75歳ということで、後期高齢者になります。75歳ですので、あと5年もすれば80歳です。このような年齢の方が数多くお住まいになっているのがこのもみじヶ丘の特徴ではないかと思えます。

そのような背景の中で、期間限定で訪問看護ステーションを設置できないかどうか。あるいは、介護タクシーの充実を図れないかについて町長にお尋ねいたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに、期間限定で訪問看護ステーションを設置できないかということでございます。

訪問看護は、病気や障害を持った方が住みなれた地域や家庭でその人らしく療養生活を送れるよう、看護師等が生活の場を訪れ、主治医の指示に基づきながら看護ケア、これは療養上の世話、病状の観察、リハビリ、ご家族への助言・指導などでございますが、そういったケアを提供し、自立への支援を促しながら療養生活をサポートするサービスでございます。

訪問看護ステーションの設置主体は、厚生労働大臣が定めるもののうち、一定の基準を満たし、都道府県知事の指定を受けたものとなっておりますが、実際には、医療法人による設置・運営が最も多くなっておるところでございます。

富谷市、黒川郡内の設置状況を見ますと、町内には黒川地域行政事務組合が運営しますくろかわ訪問看護ステーションがあり、富谷市には医療法人と有限会社が運営する2事業所、大郷町には医療法人が運営する1事業所がありまして、今後、高齢者の増加に伴い在宅療養や医療ニーズの増加も見込まれる中、訪問看護の担う役割はますます重要となってきますが、サービスの提供につきましては、仙台市や大崎市などの一部事業所も大和町を訪問エリアとしておりますことから、現状ではもみじヶ丘団地に限らず、大和町全体の訪問看護に対するニーズは満たされているものと考えております。

次に、介護タクシーの充実を図れないかについてでございますが、ことしの2月か

ら吉岡に車椅子等で乗降できるケアタクシーが運行されました。また、町のほうで30年度より高齢者及び福祉タクシーの助成事業を計画しているところでございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

もみじヶ丘団地が非常に高齢化率が激しいところとして今、代表として選んで質問させていただいたわけですがけれども、団地にかかわらずということで訪看ステーションが増加できないかというご質問でございます。

今、厚生労働省のほうは、2025年にむけて地域包括ケアシステムが構築され、病院中心の医療から在宅医療に移行するということを述べておりますけれども、これは、高齢者の方々がふえて病院では追いつかない、こういったのも実際のところではないかと思えます。病室が埋まってしまって、ニーズがあってももう病院には入れない。ゆえに在宅で入院と同じようなことをしていかないと追いつかない、そういったのが背景にはあるのかなというふうにも思えます。

私なんかは行く道ですので、私なんか団塊の世代ですので、自分の老後がどういうふうになるのかという不安もございましてけれども、2030年には今より何百万人ふえるんですかね、2,266万人ということでもかなりふえると。それから、今現在、訪看ステーション9,500カ所ほど全国であるそうなんですけれども、国の試算によると1万2,000カ所ぐらい必要になるというふうな試算結果もある。そういうような背景でございまして。

町長のご答弁で、今、仙台市、それから大崎市等からももらえるので今のところは大丈夫なんだという答弁を頂戴したんですけれども、本当に大丈夫なのかなと。これからふえてきてですね。と言いますのも、今現在、仙台で54カ所あるんですね。我が町は、黒川行政事務組合の行っているくろかわ訪看ステーション、これは我が町だけではなくて、富谷市も大衡村も、1市3町村を対象に訪看ステーションは運営されているけれども、くろかわ訪看ステーションを除くと我が町はゼロと。富谷市は今、二つ三つ、複合型のものもつくっておられて富谷市は結構準備しているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、隣近所からももらえるから十分なんだという根拠をもう一度ご説明いただけたらなと思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

隣からもらえるからということではなくて、現状のところを申し上げたところでございます。

現状は、先ほども申し上げましたとおり、黒川の場合は黒川病院の訪問看護をやっているところございまして、あと、富谷さんでは介護の関係のところの施設、あるいは病院で施設があってという形でございます。ほかでもそういった形でやってきているということです。訪問看護の場合は、そういうことで、何ていいますか、サービスをしに来てもらうという形になってございますので、お医者さんの指導とかを受けながらそういった形でございます。それで、現状は、エリアとして大和町、黒川エリアにつきましては、先ほど申しましたとおり、現状はそういった形でいろいろな方が入っておられる。地元の方もおられますし、それから仙台の方も来られたりという形で動いている状況でございます。したがって、現状とすれば、十分と言えるのかどうかわかりませんが、そういった形で賄ってもらっているという状況です。

先ほどちょっとお話にありました臨時でというような形、そういったものが足りなくなった場合とかそういった場合に、第三セクターに委託するとか、今、南三陸さんでしたでしょうか、そういった形でやっているところも聞いております。そういった対応はもちろん、そのときになってやるのかという話があるかもしれませんが、そういう見通しが立ったときにはそういったことも考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、現状、そういった形で各ステーションさんとかそういった医療機関さんとか、そういった方々がそれぞれにエリアを広げながら、先ほど仙台にもそれだけの、持っておられて、組織があるということでございますから、そういった中でやっておられておりますので、現状の中では十分という言い方はできるかどうかわかりませんが、そういったものについて需要という言い方もおかしいですね、不足している状況にはないであろうということでございます。将来的に、先のことを考えたときに今のままでいいのかといった場合には、それはまた別途の考え方は必要かというふうには思っております。ずっとこのままでいいということではなくて、その状況を見ながらというふうに思います。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

黒行が1つあるわけですので、実質1つということと、それから、富谷市内にあるそういった訪看ステーションも大和町に来てくれると、こういったことで現状は足りているということは私も同感とするところですがけれども。

仙台54カ所を仙台市民で割ったときに、幾つになるのかですね。それから、大和町と富谷市、それからこの黒川行政圏内で何万人いて、それで割った場合にどういう数字になるのかとすると、仙台市のほうが圧倒的に恵まれていると思うんですね。ですので、そういったことも頭の中に入れながらこれから先を見つめていく必要が私はあるんじゃないかなと思います。都市部の人だけが恵まれて郡部の人恵まれない、そういったようなことであってはいけないのかなというふうに思います。

訪看ステーションについては、今町長からご答弁いただいたとおり、現状はいいけれどもこれから先どうなっていくんだ、これから急激に老人がふえていくわけですので、そういう点は注意深く、先行的に町政を運営していただきたいなということを要望させていただきます。

続いて、介護タクシーについてですがけれども、今、町長からご答弁いただいたように、訪看ステーション、病院と訪看ステーションの兼ね合いになるかと思うんですね。訪看ステーションが足りなくて在宅のケアが十分でなければ、介護者の方は介護タクシーに乗って病院に行かざるを得ない、そういう関係にあるかと思います。訪問看護ステーションが十分であれば、介護タクシーがなくてもいいくらいになるかと思うんですが、足りなければ病院に行かなければならない。そういった中で、福祉タクシーについては30年から始まるということですね。これについては敬意を表したいというふうに思いますけれども、福祉タクシーとちょっと異なるのは、介護タクシーの場合は障害者ではないし、それから、30年から始まるのは高齢者の方に助成をするというのと、それから、障害者の方に対する救済制度といいますか、これが福祉タクシーかなと思うんですが、要支援、要介護を受けられた方々、要支援の方は介護タクシーは利用できないと思いますけれども、要介護1から5までの方が病院に行く場合に介護タクシーをお使いになるというふうに思いますけれども、これらについて、先ほどのご答弁の中では介護タクシーについては今のところ考えていないというようなご答弁だったと思いますけれども、将来的な方向性といいますか、町長

の腹の中にあるようなものがあればお聞かせをいただきたいと思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

介護保険、要介護3とかですね、介護保険の適用になってくるというふうに思いますので、そちらのほうの対応といたしますか、でというふうに考えておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

介護保険のことではなくて、町長が考えている介護タクシーの、介護タクシーとなると町が行うということではなくて事業者がやるものかなというふうには思うんですが、そういった事業をやってくださいよというような、そういう行政が後押しするような、介護タクシー、そういったものの方向性について町長、何かお考えがないかどうかをお尋ねしたわけでございます。当然、介護保険のことはそのとおりでございます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ハードというか、介護タクシーという意味。介護タクシーにつきましては、先ほどちょっとお話ししましたけれども、2月から運行される方が今度出てまいりました。それで、そういった方々をもっとふやすというようなお話だというふうに思います。介護タクシー、そういったものにつきましては資格も持った中でやっていくということがあります。これまでもそういう会社もあるわけでございまして、そういうことで、そういったものを今回やってもらうということが1つ民間でできましたので、必要な部分が、もっともっと求められるということの需要というか、そういったものがある

のであれば、町としてもお願いをしてそういった形のご協力をいただくとか、そういったことは当然、強制できるものではないけれども、実態をお話をして、そういった協力体制をとっていただけるようなお願いといたしますか、そういったことは当然我々もやっていかなければいけないものだというふうには思います。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

我が町に転入をされる方々が何を期待し転入をされるかという中で、若い人たちが住みやすさ、それから子育て支援、こういったこともあろうかと思うんですけども、その遠い先には今度は老人対策をどのようにやっていっているんだろうかということもあろうかと思います。引き続き、今は人口3万人を目指して子育て支援ですとかそういった若い人たちのほうに目が行きがちではありますがありますけれども、老人対策といたしますか、こういったものにもしっかりと目を向けていっていただくことを期待をして、私のほうの一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

3番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

通告に従い質問をさせていただきます。

まず1件目、介護保険における受領委任払いについてでございます。

受領委任払いとは、町に登録された受領委任事業者が、利用者からの委任に基づいて住宅改修費または福祉用具購入費の保険給付対象分を利用者にかわって受領する仕組みであります。利用者は、住宅改修完了時または福祉用具購入時に受領委任事業者に対し利用者の負担分1割を支払います。本町でも、受領委任払い制度を導入すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、住宅改修費及び福祉用具購入費の支給に関する制度につきましては、要介護認定を受けた方が手すりの取り付けや段差の解消を行った場合に、20万円を上限額として負担割合に応じ工事費要の9割または8割を支給する住宅改修費助成と、ポータブルトイレや入浴用椅子等の福祉用具を購入した場合に10万円を上限として購入額の9割または8割を支給するものでございます。

住宅改修費及び福祉用具購入費以外の訪問介護や訪問入浴介護等の介護サービス等の支給については、サービス事業者や国保連合会に委任することができるものとなっておりますが、住宅改修及び福祉用具購入につきましては、いずれも利用者が一旦全額負担をし、その後の申請により保険給付分を支給する償還払いが原則となっております。

受領委任払いを導入するには、福祉用具の購入につきましては指定福祉用具販売事業者が限られているため大きな支障はないものと思われませんが、住宅改修につきましては、個人が経営する工務店など多くの事業者がかかわってきますことから、申請方法や受領委任払いの手続等の周知や事業者の理解を得ることとあわせ、住宅改修を検討される利用者の相談窓口でありますケアマネジャー等への周知も必要となりますが、助成制度を利用される方がふえてきておりますことから、事前の周知を図り、平成30年度中の導入に向け、現在準備を進めておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

「事前の周知を図り、平成30年度中の導入に向け現在準備を進めているところでございます」という前向きな答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

なぜこのような質問をしたかと言いますと、介護認定を受けている80代のご夫婦から、足が弱って玄関で靴を脱ぐのも大変で、つかまるところがあるので手すりをつけたいのだけれども、年金生活なので一度にまとまったお金を用意するのが大変だという相談をいただきました。トイレに行くときや、また、家の中を歩くときにも、

手すりがあると転倒防止になると思います。また、大和町は償還払いで後からお金が戻ってくるけれども、年金生活なので、先ほども言いましたようにまとまったお金を用意するのが大変なので、初めから1割または2割だけ支払うようにしてもらおうといののだがなという内容でありました。

また、回答の中に、「助成制度を利用される方もふえてきておりますことから」とありましたが、在宅で介護認定を受けている人数と、また、利用している人数がわかれば教えていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要支援、要介護認定者ということでございますけれども、平成29年度9月30日現在で1,144名。それで、要支援からいろいろあるわけでございますけれども、介護1、2、3、4と、それぞれ人数的には125人、160人、204人、225人、205人、115人、108人と人数はあるんですが、そういった人数でよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼さん、人数を聞きたいんですか。（「要介護1から5までの」の声あり）要介護1から5までの。総計じゃなくて。1は何人、2は何人という意味ですか。（「1,144人が受けております。よろしいですか。済みません」の声あり）

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

介護認定を受けている人数は1,144人で理解いたしました。利用している人数、わかりますか。この、何でしょう、償還払いの。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大変失礼しました。介護認定を受けている方の中で償還払いを受けている人数という意味でございますね。それにつきましては、担当課長から説明させます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、犬飼議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、介護認定を受けられている方で住宅改修費の助成の対象者でございます。29年度の1月申請分につきましては、1月までの申請分でございます。件数が41件でございます。助成の額につきましては408万2,689円でございます。福祉用具のほうが、こちらと同じく1月申請分までで54件の件数となりまして、助成額につきましては139万129円となっている状況でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

この41件で408万あるということは、1人大体10万くらいなんではないでしょうか。やはり年金生活の方がこの10万を用意するということは、本当に大変なことだと思います。ぜひ、平成30年度中にと回答がありましたが、一日も早く、導入に向けての準備をお願いしたいと思います。

また、この介護認定を受けている方、また、受けていない方も、いかに健康寿命を今延ばしていくかが大事だなという思いであります。宮城県の高齢者人口調査が、昨年の3月現在で、今手元に資料があるんですが、高齢化率の高い市町村、また、低い市町村の資料なんですが、高齢化率が高い市町村は1番が七ヶ宿町で46.4%、約2人に1人が65歳以上の高齢者が七ヶ宿町ではいるということで、ついで丸森町の38.3%、山元町が3番目で37.8%、県内で半数以上の20市町村が3割を超えている。3人に1人が県内の半数以上の市町村では65歳以上になっている。また一方、高齢化率が低い市町村は、1番は富谷市が18.2%、ついで利府町が20.7%、大和町が3番目なんですね、20.8%で、5,950人だということで、本当に低い市町村でよかったなという思い

でおりますけれども。

また、在宅のひとり暮らしの高齢者、65歳以上で、これも昨年の、29年の3月現在で、大和町では65歳以上が5,950人のうちひとり暮らしが880人いらっしゃるそうです。人口比で14.8%の人が大和町ではひとり暮らしをされているということで、随分これも多い人数の方がひとり暮らしをされているんだなという思いでこの調査を見させていただきました。

高齢者のひとり暮らしで大切なことは、少子高齢化と長寿化が進む中でひとり暮らしの高齢者が多くなっている中で、やっぱり自立して元気に暮らしている高齢者が多い一方で、健康面とかさまざまな不安を抱えながら1人で暮らしている方もおります。高齢になっても健康で安全にひとり暮らしを続けていくには、周囲からのやはりこのような使いやすい委任払いを進めていただくという支援が必要だと思います。

先ほどの回答の中に、平成30年度中の導入に向けて現在準備を進めているところだとございましたが、この制度を確定したときにはこの制度を利用しやすいように広報で当然周知していただきたいと思います。利用者のご家族、また、ひとり暮らしとか高齢者のご家族が離れているところにいる方もいらっしゃると思いますので、利用者の家族も検索しやすいようにホームページでわかりやすいように載せていただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

周知の方法ということでございますけれども、当然、せっかくの制度でございますのでそういったことはしっかりやっていきたい。あと、広報等はホームページからも広がって見られるということもありますし、いろいろな方法があるというふうに思っております。まず、これはこの制度に限らずの話でありまして、いい制度を皆さんに知ってもらうような手だて、工夫はしているんですが、これからも工夫しながらやっていきたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

使いやすい制度になるようにご期待申し上げまして、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の給食費の無償化についてでございます。

子育て環境の充実に向けて、独自に給食費を無料にする自治体がふえております。文部科学省によりますと、2015年の5月1日時点で公立小学校の学校の給食費は月平均4,301円、公立中学校は4,921円になります。子供の貧困などを背景に、学校給食の役割に注目した自治体の間で無償化の動きが広がっており、2016年度までに約60の自治体の実施をしております。家計の負担軽減だけではなく、給食費の徴収業務がなくなり、教職員の負担が減ったり、人口減少に悩む自治体で子育て世代の移住・定住につながったりもします。また、貧困対策などの観点からも無償化が必要ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、給食費の無償化のご質問でございました。

ご質問にありました文部科学省によります平成27年度学校給食実施状況等調査では、公立学校におきましては保護者が負担する学校給食費の平均月額は小学校で約4,301円、中学校で4,921円と公表されております。また、平成28年度調査では、小学校が約4,323円、中学校が4,929円で、全体的に微増しております。

さて、当町の給食費につきましては、平成11年度から値上げすることなく、小学校の1食単価は235円、中学校は290円で、栄養基準に沿った献立を提供しております。平成26年4月に消費税が5%から8%に増税された際にも給食費の値上げは行わず、3%分は町が負担しております。また、週4回の米飯給食のうち、1食分につきましても町がその費用を負担しております。賄い材料費等の諸物価も値上がりしておりますが、保護者の負担をできるだけ抑えるよう給食費は19年間据え置いておりますので、実質は町による一部助成と同様の内容と考えております。

給食費の無償化は、人口減少が進む自治体の子育て環境を充実させ、移住者をふやす政策の1つではありますが、給食費未納世帯への督促業務がなくなりますことから教職員の負担が減るというメリットや、給食費が払えない貧困家庭の支援につながると

の意見もございます。

町では、18歳までの子ども医療費助成事業や高等学校等通学応援事業等の子育て支援により保護者負担の軽減に取り組んでおりますので、給食費の保護者負担につきましてはご理解をいただきたいと、このように思います。

また、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しましては就学援助を行っており、援助費には学校給食費も含まれておりますので、今後も必要な保護者の方への支援は行ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（馬場久雄君）

犬飼さん、再質問は午後からにして、ここで暫時休憩したいと思いますのでよろしくをお願いします。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

3番犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

それでは、2件目の再質問をさせていただきます。

午前中いただいた回答の中に、当町の給食費につきましては平成11年度から値上げすることなく、小学校の給食が235円、中学校が290円、また、平成26年の4月に消費税が5%から8%に増税したときも給食費の値上げはしなかった。3%分は町が負担していた。また、週4回の米飯給食のうちの1食分についても町がその費用を負担しているということで、19年間値上げをしないで据え置いている、実質は町による一部助成と同様の内容だということで、大和町が給食費を助成していることには大変な努力をしていただいていることは、本当に理解をさせていただきました。

その上で質問をさせていただきます。

先日行われました利府町の町長選挙でも、新町長さんが給食費の無償化を公約に掲げて当選をいたしました。文部科学省も、公立小中学校の給食の無償化に関しての初めての全国調査に乗り出しております。兵庫県の相生市では、人口3万1,000人の市ですが、平成23年に子育て応援都市を宣言されて、新婚世帯への家賃補助や幼稚園の保育料の無料など11の施策を打ち出して、その目玉がこの給食費の無償化だったそうです。相生市のように、人口減少対策や少子化対策のために給食費を無料にしたり補助したりする団体が60以上に広がっているということで、大阪大学の大学院の人間科学研究科の小野田教授は、核家族化が進み、共働きがふえて両親とも深夜まで働くなど家族の姿が変化する中で、3食のうち最も安定的に食事がとれるのは給食という子供もいるそうです。また、今後求められる施策ではないかと教授が指摘しておりますが、このことに関してはどのようにお考えになられるかお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このようにというのは、今の給食が安定的な関係だということですか。でよろしいんですか。（「3食のうち最も安定的に食事がとれるのは給食」の声あり）わかりました。

核家族というのは、進んでいて、なかなか一緒にご飯を食べられないということはあるというふうに思っております。そういったことで、みんながそろって、今、個食とかあるわけで、そういった子供たちもいるんだろうなと。そういった意味で、みんなで昼食を食べる、給食を食べるということ、それはそういった意味では、そういった子供たちにとってはみんなで食べるということはいいことだといえますか、安定給食という言い方がいいのかどうかわかりませんが、みんなと一緒に家族そろって食べるという機会が少ない子にとってはみんなで食べるということはいいこと、誰にとってもいいことだというふうに思いますけれども、それは給食の、お弁当でもそうですけれども、みんなと一緒に食べるということについては楽しいですし、そういったいい環境で食べるということにはなるというふうに私も思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

今、ここに貧困率のデータがあるんですけども、2016年のデータなんですけれども、貧困率の全国平均が13.8%だそうです。宮城はというと、宮城は15.3%、全国平均よりも貧困率が上回っています。山形は12.0%、全国平均よりも下回っているわけなんですけれども、山形の寒河江市は昨年4月から小学校の給食費を一律半額にするって発表されました。そして、4年以内に完全な給食の無償化を目指すそうです。財源はというと、好調なふるさと納税による寄附金も充てると言われています。

本町においても、例えばふるさと納税の一部を活用して、3人子供がいる世帯で2人目は例えば半額にするとか、3人目は無料にするとか、視野に入れていただくと助かるのではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議長 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

山形での半額にするやつは、ふるさと納税はまた違ったあれだというふうに思いますが。ふるさと納税をそういった形で考えるということも1つの方法ではあるというふうに思います。ただ、こういった施策というのは長期的に安定的にやっていくわけですから、安定した財源といいますか、そういったものは当然必要になってまいります。ふるさと納税、いいとき悪いときと言ったら変ですけども、この間、還元率を下げたら下がってきたとか、金額が少なくなったとか、そういったことがありますので、方法の1つとしては考えられることかもしれませんが、長期的な考え方をする場合にそれが適当なのかどうかということは、考える余地があるのではないかなというふうに思います。

議長 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

それでは、来年の10月には消費税が8%から10%に引き上げられるわけなんですけ

れども、せめて消費税分を町で助成してあげたら保護者はとても助かると思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
消費税の増税ということについては、一応そういった予定になっているところがございます。実際どうなるかというのは、まだ私どもわかりませんが、そういった、助かるのは間違いないというふうに思いますが、これも結局税収ということがございますので、それに充てる別な財源が出てくるということでもありますので、今ここで、ならば助かるという気持ちはもちろんわかりますが、そういうことが可能なのかどうか、そういったものについては、いろいろほかの施策もあるわけがございますので、そういった部分を鑑みながら考えていくことではないかというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）
子育てを応援している町として頑張っていただくことをご期待申し上げます。
3件目の質問に移らせていただきます。
3件目は、待機児童解消への取り組みを加速すべきでは。
保育所待機児童の解消のため、さらなる加速的な取り組みが必要と考えます。町は平成30年の1月26日開催の全員協議会で、吉岡南中央公園内での保育所整備を断念し、今後は民有地も視野に入れて取り組むという考えを示されました。そこで、以下の点について伺います。
1) 待機児童の解消は喫緊の課題であり、土地取得や住民との協議など、子育て支援課だけでは速急な対応は大変であるため、庁内各課の協力で取り組みを加速すべきと考えるがいかがでしょうか。
2) 吉岡南中央公園内の保育所整備が困難となった現在、町が説明したとおり、民有地を考えなければならないと思います。そこで、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う民有地マッチング事業において、整備候補地の積極的な

掘り起こしを行う場合に国とし支援をすると言っていますが、この事業を活用してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、待機児童解消への取り組みについてでございますが、待機児童の問題は本町の重要な課題であるというふうに認識しておりまして、早急な対応が必要であると捉えております。これまで、待機児童の解消を図るため、認可保育園及び小規模保育園の新設、利用定員の拡充、認可外保育施設利用者補助事業等の対策を講じてまいりましたが、待機児童の解消には至っていないことから、保育所の新設が必要と考えまして保育所整備候補地の選定に取り組んできたところでございます。

早急に保育所整備を行うため、国の都市公園法の改正を受けまして、都市公園内での保育所の整備ができないか検討を行いましたが、先ほどお話にありましてとおり、平成30年1月26日開催の全員協議会におきまして申し上げましたとおり、吉岡南中央公園内での保育所整備については断念いたしました。

今後の保育所整備に係る方針につきましては、整備予定地の選定に当たりましては、市街化区域内だけでなく市街化調整区域も含め、また、町有地だけでなく民有地も含めて検討を行い、保育所の設置を図っていききたいと町の考えを示し、現在進めております。

待機児童解消への取り組みにつきまして庁内各課の協力で取り組みを加速化すべきではとのことでございますが、吉岡南中央公園内での保育所整備への取り組みについても、保育所所管課の子育て支援課と都市公園所管課の都市建設課において連携を図りながら進めているところであり、引き続き、町の課題解決に向けた施策の実施に当たりまして庁内各課連携のもとに取り組んでまいります。

次に、民有地マッチング事業の活用についてであります。この事業は都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的といたしまして、土地等の所有者と保育所・認定こども園を運営する法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考を行う事業でございます。

実施に当たりましては、保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募

により募集し、保育所・認定こども園の実施に適切な場所、地域の保育ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性等に問題がないか等、こういった適当な場所であることの確認を行った上で選定を行います。

次に、その土地を保育所等整備候補物件としまして保育所等の整備を希望する法人を公募により募集し、事業実施に当たっての適当な法人、適当な法人と申しますのは、過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等でございますが、そういった適当な法人であることの確認を行った上で選定を行い、それぞれ選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行います。両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結につきましては、当事者間で実施するものであります。

現在も整備予定候補地の選定に取り組んでおりますが、民有地マッチング事業につきましても、情報収集を図りながら研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

全員協議会での中央公園内での保育所整備について断念したという、地域の理解を得ることができなかったというのは、本当に残念でなりません。でも、前に進んでいくしかないのだから、市街化区域内だけではなく市街化調整区域も含めて、また、町有地だけでなく民有地も含めて検討して保育所の設置を図っていきたいという町の考えであります。慎重に、そしてスピーディーに進めていただきたいと思います。

1 件目の庁内各課の協力で取り組みを加速化すべきではという質問ですが、保育所管課の子育て支援課と都市建設課において連携を図りながら進めていただいたということで、1 件目は理解いたしました。さらにまた引き続き、町の問題解決に向けた施策の実施に当たり、連携して取り組んでいくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

2 要旨目の、民有地マッチング事業の活用について。

民有地マッチング事業についても、情報収集を図りながら研究をしていくという回答でありましたが、これはとてもすぐれた事業ではないかと思ひます。この拡充内容なんです。保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整、また、地域活動への参加とか、あと、保育園等の設置・運営の円滑化を推進するために、町または保育園

にコーディネーターを配置することを国としても支援すると言っております。補助率も国が2分の1、都道府県が4分の1、町で4分の1、補助額はコーディネーターを配置するのに1カ所当たり4,000万円を補助すると言っているのです、4分の1出せばいいので、1,000万でこのマッチング事業を進めていけばいいのではないかと提案をさせていただきます。そして、地域コーディネーターは、保育所の開所前は保育園の設置に向けた地域住民との調整、合意形成をやっていただけるということで、今回、都市公園でもなかなか地域の住民との理解を得られなかったのです、ぜひこういうのも活用できればいいのではないかと考えました。開所後は、3歳児の保育園等の接続支援とか地域活動への参加とか保護者等への相談援助など、すばらしい事業ではないかと考えたのですが、この点はいかがでしょう。

議長 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）
ただいまのマッチング事業、これは国のほうでそういった形で応援していただけるというのは大変すばらしいというふうに思います。金額4,000万ということですが、4,000万かからなければそれはそれでということだというふうに思っております、おっしゃるとおり、いろいろ地域の方々の理解とかそういったものの難しさというのはどこでもあるんだというふうに思っております。そういったコーディネーター等々に働いてもらって協力してもらって進めるということは、非常にいい制度だというふうには思っておりますので、先ほど申しましたけれども、いろいろそういったものについて研究してまいりたいというふうに思います。

議長 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）
ぜひ活用して実現に向けて進めていただきたいと思います。
そして、この事業が、土地が決まって事業者が決まったと、進むことが確定したと仮定したときに、保育士確保が困難ではないかと考えますが、この点は町としてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
保育士さんの確保というのにつきましては、どこでも今、苦勞されておるところでございまして、おっしゃるとおり、確保についても大変現実に難しい中での確保になろうかというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）
待機児童問題の解消の鍵は、潜在保育士の解消だと言われてもいます。保育士の資格を持っている人のうちの現在、職場で働いている人の数は、3割から4割程度しかいないとも言われています。資格を持っている、有資格者のほとんどが現場で働けるようになるだけで、保育能力は単純計算で現在の2倍から3倍程度になると思われます。潜在保育士解消の近道の1つは、やはり大幅な給料アップと考えられております。東京都で約4万上乘せするという、新しい保育士給与額は保育士さんたちが実際に必要としている額にはまだまだ足りないそうですが、かなり思い切った施策と考えます。本町もかなり思い切らないと保育士確保が困難ではないかと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
保育士さんの確保ということで、町のほうで今、保育士さん、町の講師ですね、の保育士さんについては町で雇っておりますが、民間の方につきましては民間のほうでそれぞれ独自に雇用されているところがございます。保育士さんの給与ということについて、当然、そういった生活の場のための保育ということもありますので、その方の生活ですね、そういった給与の確保等というのは大切というふうに思います。そう

いったものに対して、それぞれの町で、町といいますか、そういった、東京でやっているとかいろいろな方法があるんですが、それで値段を上げることが悪いという話ではないんですが、そういったみんなが上げることによってまた同じような形になってくるといこともあったりしますので、それは根本的な対応になるかということについてはいろいろご意見もあるところだというふうに思っております。もちろん、一定の仕事に対する報酬ということの確保は必要でございますが、一都市だけがどんどん上げたりなんかすると、結局そうやってまた引っ張り合いになるという話。だから、根本的な考え方を、基本的な考え方を整理しなければいけないんだろうなというふうに思っているところでございます。そういうことですので、これは町単独でどうのこうのという、そうやってきますと、問題ではないというか、そういった解決できる課題ではないのではないかと。その辺については制度的にいろいろ今変わってきておりますので、そういった形の見直しとかはますます求められてくるのではないかとこのように思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

さまざまな課題がある中で、たくさんの待機児童を解決するために来年の4月には何としても解消できるように最善を尽くしていただくことをご期待申し上げまして、一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

1 番千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

1 件 2 要旨になります。

法定外公共物及びため池の取り扱いについて。

法定外公共物は、道路や河川などの公共物のうち、道路法、河川法、海岸法などの

管理に関する法律の適用または準用を受けないものを言う。一般的には、里道または赤線、水路または青線と呼ばれ、多くは昔からあぜ道や農道、農業用水路や生活排水路として地域住民などによってつくられ、公に使用されたものを指すもので、もともと法定外公共物は国有財産であったが、地方分権の推進を図るため、平成17年3月末までに市町村に譲与されたものである。また、町所有のため池の中には管理ができないものも出てきている。少子高齢化が進む中、離農や空き家で使用されず、手入れされない法定外公共物やため池も多くなってきているのではないかと懸念される。中には、素人が修繕できる範疇を越えていると思える法定外公共物もある。以下についてお伺いします。

1) 法定外公共物に属する河川の所有者は誰で、管理はどこで実施しているのか。また、大和町所有のため池の管理はどこで実施しているか。

2) 機能保全を目的とした修繕工事に補助制度の考えはないかお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、法定外公共物及びため池の取り扱いについてでございました。

最初に、法定外公共物の管理の実施につきましては、国から平成17年3月までに、道などの現状がない土地を除いて、里道（赤線）や水路（青線）が現存する土地を譲与していただき、財政課が所管しております。国からの譲与地は里道で2,627件、水路で5,132件となっておりますが、町道の総延長は約300キロメートルに対しまして、譲与を受けた法定外公共物は町道の2倍以上となっている状況でございます。なお、譲与をいただきました里道や水路の一部で既に町道や河川、農道や農業用水路などに指定されている土地につきましては、各施設の担当課が管理を行っております。

法定外公共物の管理につきましては、財産管理と機能管理の2つの側面からの管理となっております。財産管理につきましては、財政課が境界確認や用途廃止や占用許可または売払いなどの管理を行っております。機能管理につきましては、従来の慣習等から、水利組合や自治会等の地元関係者の皆様をお願いしている状況となっております。

次に、大和町所有のため池の管理についてであります。平成25年3月に宮城県で作成しましたため池台帳に記載されている箇所数は420カ所でありまして、堤体の除

草や小破修繕などの維持管理につきましては、従来からの受益者である土地改良区や各地区の水利組合にお願いしているところでございます。

2 要旨目の機能保全を目的とした補助制度についてのご質問でございますが、法定外公共物の維持修繕、清掃等の機能保全につきましては、従来からの慣習等から水利組合や自治会等の地元関係者の皆様方にお願いしている現状から、補助制度といったものは現在ございませんが、過去には町が側溝や碎石などを現物支給しまして地区の方々が生ずるといった協働の方法もございました。

ため池につきましては、大雨災害などにより被災した場合には町が事業主体で実施する国の災害復旧事業や、小災害復旧事業による補助金を受益者に交付し、復旧を行っております。

また、大規模な補修等を要する場合には、国の補助事業制度を導入しながら改修等を実施しておりますが、改修等が必要な状況になった場合には、費用対効果等を考慮しながら、関係機関及び受益者と協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

なお、ため池台帳に記載されております内容について宮城県から確認調査の依頼がありますことから、現在、確認作業を行っておるところでございます。

以上です。

議長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

答弁いただきましたので再質問させていただきます。

改めて、里道2,627件、水路5,132件、記載されているため池420カ所ということで、これだけの数があるということは、最近開発された宅地、いわゆる団地以外はほとんど、いろんな地域にあるということだと思います。その中で、管理、機能管理ということで、従来の慣習等から水利組合や自治会等、地元関係者の皆様をお願いしているという答弁をいただきましたが、これは文書など明確な形でそういうお願いを出しているのかお伺いします。

議長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは文書等そういった明確な形のものではなくて、先ほども言いましたけれども、昔からそういう形で使っていただいている、赤線・青線、こっちに移管する前からそういった慣習といいますか、そういう形でございますので、そういった形で明確な書類上の交換とか、そういったことはしておらないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

明確に、今までずっとそういうふうに管理してきたということですので、そういうふうにはしていないということなのでしょう。町民の皆さんもよくよくわかっていないところがありまして、いろいろ私も聞かれたりもして、私も聞かれて勉強して何となくわかってきたというようなところであります。ただ、ほかのところを調べてみますと、例えば条例にしてきちっと町民に示しているところもある。それだけいろんな方が、なかなかわからないようなところだと思っています。そういう理解の中で、例えば、調べると農業に関するところが非常に多く出てきまして、そうすると、地域の人たちの考えでいくと、離農、うちはもう田んぼつくっていないのでとか、あとは、もともと農家じゃないのというようなところで、関係ないよというような意見を持たれる方も中には出てきていると思います。改めて、この受益者とは町長、どのような方を言われるのかお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には、受益者といえば田んぼを使っているとか、そういう形で、例えば水路であれば水路を使って水が運ばれてくるとか、そういうのが基本だというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

やはり農業関係といたしますか、そちらのほうにいくのかなと思うんですが、農地に接しない方も、そういうふうな理由からかそういう考えになってしまうのかもしれませんが、私個人としてはやっぱり、雨が降れば家の屋根に当たって下に流れて水路にたどるといことですので、地域に住んでいる全員が受益者だと思いますので、その辺をどうにか啓発・啓蒙して、今現在、使われていない水路は埋まってきますし、ため池は崩れてきます。道路はやっぱり、管理しないとこれも崩れてきます。そういうところをやはり啓発するところが大事かなと思うので今回、質問という形で出させてもらったところがあります。その辺やっぱり明確に示すという考えというのは、町長、あるかどうかお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さんが受益者というのも、そのとおりだというふうに思います。ただ、現在、最近、田んぼダム等でもなかなかそういう管理ができなくなっている状況があつて、農地・水とかで学校の方に応援してもらったり地区の方が参加したりという形で、そういった制度もできてきた中で維持管理がされている、そういう制度もございます。そういったこともありますので、なかなか農家の方だけでというのは難しいのが全体的な現状、大和町に限らずですね。ということでありまして、だからこそ、さっき言った農地・水とかでみんなで参加をして、草刈りをするとか維持をするとかという制度的なものも進んできているんだろうなというふうに思います。そういった意味では、管理といたしますか、管理と言うと非常に、どこまでが管理だとかというのがあるわけですが、通常の使用するに当たっての通常の維持管理というんですか、そういったものについては皆さんでやってもらう。やってもらうというか、生活環境を守る、あるいは、みんなで利用しているものは共同で使うという認識の中で、その地域地域でそういったことをやっていただければありがたいといたしますか、そういったふうに思っております。それを制度化して、こうやりましょうというお話を、条例化もあるというお話でございますが、そういったものについて、どのレベルのものまでそうするのかというのがまた出てきたりとかというのがあるというふうに思いますが、

いずれ条例化とかの問題まで、それも含めてかもしれませんが、今後の維持管理のあり方と申しますか、そういったものについては、新しく住む方も来られている状況があったりするので、再度、確認すると言いますか、そういったことは大切になってくるんだろうなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

使わないとだんだん機能も落ちてきますので、例えばため池なんかですと、山火事等々、そういったところでも水源となりますし、防災という意味でもそういう管理というのはすごく大事になってくるというふうに思います。

ちょっと2要旨目のほうにかかるところがあって、農地・水というような語句が出てきましたので、農地・水のほうで補助金を利用していろいろやっているということで、2要旨目の話になるところでございませけれども、鶴巣地区、落合地区の多くが、この農地・水、今は多面的機能支払交付金というふうに変わっていますけれども、そこに設定している農地が、もう土地改良されたところがほとんどということで、結局、住宅付近、生活に面したところは対象外と。ただ、水源であるところからそこを通っていくという、そっちに流れるというのであれば、地域の方々と相談の上、それをできる、使えるというようなところまでは私も調べたのですが、適用外のところ、そのところをどういうふうに管理していくかというのはやっぱり重要な課題だというように思うんですが、その辺について町長のお考えをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいま多面的支払交付金の話になってまいりましたが、確かにその適用になる部分と、前後と言いますか、上流下流と言いますか、そういったところで差と言いますか、出てくる可能性はあるんだと今、改めて思いました。そういったところについての管理の仕方というのは、多面的とそれが入らないところですので、さっき言った基本的には慣習という形の中で今までやってもらったというのがあるわけございま

すけれども、時代が変わってきて、使い方がどうなっているか、あるいは、もしかすると全然使っていない状況になっているのもあるのかもしれませんが。そういったことがケース・バイ・ケースでいろいろなことが出てくるので、一概にこの方法ということとはなかなか言い切れないところがあるのではないかと思いますけれども、お答えにならないかもしれませんが、そういった場合にはケース・バイ・ケースといたしますか、そういったところでいろいろ方法とか、そういったものを考えていく必要が出てくるのではないかというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

多面的支払交付金、構成が2つありまして、農地維持支払交付金、それと資源向上支払交付金というのが2つあります。農地は、さっき言ったように従来の農地・水という形にすごく近いと思いますが、資源向上支払交付金については、施設の長寿命化等々、生活のほうに密着したところに対しての交付金というのがあります。こういう交付金の推奨、推進、そういったものは今現在なされているのか、問い合わせがあったのかをお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

資源向上支払交付金、問い合わせがあったかどうかについては、担当課長から答えさせます。

議 長 （馬場久雄君）
産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

千坂議員さんのご質問にお答えいたします。

町のほうでは、多面的機能支払交付金を実施している地区は全部で35地区ございま

す。それで、基本的にその事業を行うためには地区のほうから計画書というのを上げていただきまして、その地区ごとに、じゃあどのエリアを今回この事業で維持管理をしていくかということで、その中でまちまち、その地区によってその計画の内容がまちまちとなつてございますので、現段階ではその資源向上と農地維持管理についての仕分けについては具体的なお相談というのは、地区からは上がっていない状況でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

問い合わせはないということです。地元から、地域から声が出ないとやらない。やらないと言うのはおかしいですけども、もっとこちらからそういうものがあるというのをアピールして使ってもらおうというのも手だと私は思います。農林水産省の出している「多面的機能支払機能交付金のあらまし」という資料があるんですが、この中には事務の簡素化ということで、ひな型だったりそういうものもありますし、事務手続を例えばJAさんとか土地改良区とかというところでやることも認められているというような状態で、地域にもっともっといろいろ広めて、自分の住んでいるところは自分たちで守ろうという気持ちを強く持ってもらうためにもこういうのはいろいろとPRすべきだと思います。例えば、ホームページで「多面的機能」と検索しますと、大和町の農業の有する多面的機能の発揮の推進に関する計画というのがヒットするんですが、やっぱり必ず農業のほうに結びついて、我々住んでいる地域のほうになかなか目が向かないというところで、それもやっぱり町民の皆さんは知らないというか、それにもつながるのかなと私は思いますので、もっともっとこういうPRといいいますか、そういうのをすべきだと思います。町長にもご意見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

多面的の話になってあれですが、多面的支払交付金とかというと、どうしても農業

というイメージが最初にぼっと入ってくると思いますか。これまでも、町のほうでも説明するときも、そういった地区の方々に、農家の方々にというふうにどうしても対象がなってきたところがあるというふうに思っています。そういった資源向上とかそういったこともあるんでしょうけれども、どうしてもそちらにしているのが現状であったというふうに思っています。今回、議員さんがそういった話で、そういった赤線・青線ですか、そういった維持管理とか、そういったことについての関連の中からこういったご質問をいただきましたけれども、こういったことで我々も、ああ、なるほど、こういったものをもっと利用すればというような思いも私個人ですけれどもも思っておるところでございます。担当課ではもちろんわかっていたというふうに思いますけれども。

今後、そういったことで、多面的といったときにはどうしても一方的だったものを、もう少し間口の広いものであるということのPRといいますか、そういったことはやっていって、利用してもらって、さっき議員さんからお話しありましたとおり、自分の地域は自分で守るという気持ちを持ってもらうということ、そういった協働の、町のものもそういった形でやっていただきながらやっていくということが大切だというふうに思っておりますので、そういったことについても皆さんにわかってもらうような努力をしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）
ぜひPRですね、広く行っていただきたいと思います。
以上、一般質問を終了します。

議 長 （馬場久雄君）
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。
お諮りします。本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。
本日はこれで延会します。

再開はあした3月6日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後1時48分 散 会